

平成29年 春の全国交通安全運動

広島県実施要綱



広島県交通対策協議会

広島地方検察庁，中国運輸局，第六管区海上保安本部，広島労働局，中国地方整備局，広島県，広島県教育委員会，広島県警察，広島県市長会，広島県町村会，広島市，西日本旅客鉄道株式会社，西日本高速道路株式会社，本州四国連絡高速道路株式会社，広島県道路公社，広島高速道路公社，（公財）広島県交通安全協会，（一社）広島県安全運転管理協議会，（一社）広島県指定自動車学校協会，広島県交通安全母の会，広島県二輪車普及安全協会，（一社）日本自動車連盟広島支部，（公社）広島県バス協会，（一社）広島県タクシー協会，広島県個人タクシー協会，（公社）広島県トラック協会，（公財）広島県老人クラブ連合会，自動車安全運転センター
広島県事務所

1 目 的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 期 間

平成29年4月6日(木)から4月15日(土)までの10日間

3 主 催

広島県交通対策協議会

4 協 賛 ・ 後 援

別記のとおり

5 広島県スローガン

『まだ行ける 渡れそうでも 待つゆとり』

平成29年広島県交通安全キャッチフレーズ

『なくそう交通死亡事故・アンダー75 ～2020年へ向けて～』

6 運動の基本及び重点



運動の基本

- 「子供と高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～」
春の交通安全運動では、次代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、通学中の児童が死傷する交通事故が発生するなど、依然として道路において子供が危険にさらされていること、また、高齢者の交通事故死者数が、交通事故死者数全体の半数以上を占め、その減少が強く求められていること、高齢運転者による重大交通事故の発生など、これらの交通事故情勢に的確に対処するため、「子供と高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～」を運動の基本とする。



運動の重点

歩行中・自転車乗用中の交通事故が後を絶たず，交通ルールの遵守と交通マナーの向上に対する県民の関心が高まっていること，また，自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだに低調であること，さらに，重大交通事故の原因となる飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶たないことなどから，次の3点を運動の重点とする。

- 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（自転車については，特に，自転車安全利用五則の周知徹底）
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

7 運動の基本の推進項目

子供と高齢者の交通事故防止～事故にあわない，おこさない～

子供とその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚，子供や高齢者，障害者等の交通弱者に対する保護意識の醸成，及び高齢運転者の交通事故防止に関する意識の普及を図るため，次の項目を推進する。

(1) 子供の交通事故防止に関する項目

- 日常生活の中で，安全に道路を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の促進
- 通学路等における幼児・児童の安全の確保
 - ・ 安全に通学路等を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の促進
 - ・ 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導，保護・誘導活動の徹底
 - ・ スクールゾーンや通学路等における幼児・児童の安全な通行を確保するための交通安全総点検及び通行する車両の運転者に対する注意喚起を促すための広報啓発の促進



(2) 高齢者の交通事故防止に関する項目


- 広報啓発活動等を通じた高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- 高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する街頭での交通安全指導，保護・誘導活動の促進

(3) 高齢運転者等の交通事故防止に関する項目

- 高齢運転者に対するあらゆる機会を捉えた，加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全指導の徹底

- 高齢運転者等に対する申請による運転免許の取消（運転免許証の自主返納）制度及び返納者への支援措置の周知
 - 高齢運転者等が安全に自動車を運転できるか個別に相談することのできる運転適性相談窓口の周知
 - 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、全ての年齢層に対する高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
 - 75歳以上の高齢運転者に対する
 - ・ 一定の違反行為をした場合の臨時認知機能検査の受検と、同検査の結果、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼすおそれがあると判断された者への臨時高齢者講習の受講を義務付ける
 - ・ 更新時と臨時の認知機能検査で「認知症のおそれがある」と判断された者全てに医師の診断を義務付ける
- 等の改正道路交通法の内容について、高齢運転者やその家族への周知の徹底
- ・ 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いについての広報啓発

(4) 共通項目

- 夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中での反射材用品等の着用の促進
- 子供、高齢者、障害者等に対する思いやりのある運転の促進、交通環境の整備
- ゾーン30を始めとする生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進
- 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・交通マナーの習得及び理解向上と安全行動の促進
- 学校、老人クラブ等関係機関との連携による広報啓発活動と交通安全に関する資料提供等による自主的な交通安全教育の推進
- 「点ける  広島県」ライト点灯運動の推進
 （夕暮れ時における自動車・原動機付自転車の前照灯の早めの点灯と、原則上向き点灯《こまめな切り替え》の励行及び自転車の前照灯の点灯により、車両運転者、高齢者等歩行者双方の交通安全意識の高揚と視認性を高める）

8 運動の重点に関する推進項目

 **歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（自転車については、特に自転車安全利用五則の周知徹底）**

歩行中・自転車乗用中の交通事故を防止するため、次の項目を推進

する。

- 歩行者に対する街頭での交通安全指導，保護・誘導活動の促進
- 歩行者に対し，横断時等歩行者自身の交通ルールの遵守や歩きながらのスマートフォン等の操作等（特にゲーム）の危険性等を含めた交通マナーの周知
- 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の推進
衣服，履物等，身の回り品への反射材等の組み込みの促進と各種広報媒体を活用した反射材用品，明るい目立つ色の衣服等の着用効果などに関する広報啓発活動の促進
- 交通混雑や視認性の低下などによる
夕暮れ時と夜間の危険性及び反射材用品
や明るい目立つ色の衣服などの着用効果等を理解・認識させる交通安全教育等の推進
- 自転車利用者に対する「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）を活用した前照灯の点灯，通行方法等の車両として交通ルール・交通マナーの周知と街頭指導の強化等や交通安全教室等による自転車の交通ルールの遵守徹底
- 自転車乗用の際の飲酒運転，二人乗り，並進の禁止の徹底と，傘差し，スマートフォン等使用，イヤホン使用等の危険性の周知徹底
- 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底を図るほか，高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対しても，ヘルメットの着用を促進する
- 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の必要性等の周知
- 自転車の安全性能に関する情報提供及び自転車の点検整備の励行
- 夕暮れ時における自動車の前照灯の早め点灯の励行
- 夜間の対向車や先行者がいない状況における走行用前照灯（いわゆるハイビーム）の使用の励行
- 運転中のスマートフォン等の操作等の禁止の徹底
- 歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進



後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗車中における後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底により，交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため，次の項目を推進する。



- 後部座席を含めた全ての座席においてシートベルト又はチャイルドシートの着用義務の周知徹底
- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用（6歳以上であっても、体格等の状況によりシートベルトを適正に着用させることができない子供にはチャイルドシートを使用させることを含む。）の必要性・効果に関する理解の促進
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等正しい使用方法の周知徹底
- 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報活動の強化



飲酒運転の根絶

広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴え「飲酒運転を絶対にしない・させない」規範意識の確立を図るとともに、飲酒運転がなくなる背景にあるアルコール依存症等の問題飲酒行動に対する取組の強化などにより、飲酒運転根絶に向けた各種活動・取組を定着化させるため、次の項目を推進する。

- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ、飲酒運転の根絶に向け地域、職場、家庭等において「飲酒運転を許さない」意識を共有し、自主的な取組が行われる環境づくりの促進
- 「ハンドルキーパー運動」と「飲酒運転根絶宣言店登録事業」の連動等による飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- アルコール依存症や多量飲酒など、飲酒運転の原因となる問題飲酒行動に対する理解の促進と適切な対応、相談窓口の周知
- アルコール摂取が車両の運転に及ぼす影響やアルコールの分解消化に要する時間など、アルコールに関する正しい知識と理解の普及・浸透
- 飲酒運転の危険性等を認識するため、飲酒体験ゴーグル等を活用した体験型交通安全教育
- 飲酒を伴う会合等の主催者（責任者）・施設管理者等に対して、自主的な飲酒運転防止対策を促す啓発活動の推進
- 飲酒運転の悪質性・危険性への理解を深め、悲惨な飲酒事故の実態を身近に感じさせる運転者教育の推進
- 飲酒運転の罰則、行政処分とともに、飲酒運転を助長する禁止行為（酒類提供、車両貸与、同乗）の類型や厳しい処分を受けることの周知
- 事業者における飲酒運転根絶に向けた運転者教育、点呼時等におけるアルコール検知の使用及びアルコール症スクリーニングテストの実施等、自主的な取組の促進

9 運動の実施要領

運動に当たっては、交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、運動重点及び推進事項の趣旨が定着して、交通事故防止に寄与するよう、以下の要領により効果的に運動を展開すること。

なお、各関係機関・団体の実施事項の詳細については、広島県ホームページの「広島県交通安全お助けサイト」に登載する。

推進機関等	推 進 事 項
主催機関・団体	<p>1 主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。</p> <p>2 主催機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意・工夫し、以下のような諸活動を展開又は支援するものとする。</p> <p>(1) 自動車教習所等の練習コース，視聴覚教材，歩行シミュレータ，自転車シミュレータ，シートベルトコンビンサー，スケアード・ストレイト方式（恐怖を直視する体験型教育手法。スタントマンによる交通事故再現など）等を活用した参加・体験・実践型の各種交通安全教育の実施</p> <p>(2) 各種広報媒体を活用した街頭キャンペーン，及び街頭における交通安全指導，保護・誘導活動の実施</p> <p>(3) 交通安全教材や地域の交通事故実態と特徴が容易に理解できる各種資料（交通事故統計，広報啓発資料等）の提供</p> <p>(4) 有識者，交通事故被害者等による交通安全シンポジウムの開催</p> <p>(5) 交通安全に関する作文，標語等の募集と活用</p> <p>3 主催機関・団体は、交通安全キャンペーンや交通安全教育等を通じて「自転車安全利用五則」の周知徹底，シートベルトとチャイルドシートの着用効果，反射材用品，明るい目立つ色の服装等の着用の必要性，加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響，運転中や歩きながらのスマートフォン等の操作等（特にゲーム）の危険性，過労運転の危険性，飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグ等を使用した上での運転等の悪質性・危険性に関する広報啓発活動を展開するものとする。</p> <p>また、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対し、交通の危険を防止するための講習を受けることを義務付ける自転車運転者講習制度について、周知の徹底を図るものとする。</p>

	<p>4 主催機関・団体は、新聞、テレビ、ラジオ、広報誌（紙）インターネット、広報車、地域ミニコミ紙等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動重点を効果的に推進するための関連情報はもとより、各種事故実態に応じた事故防止対策を的確に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図るものとする。</p> <p>5 主催機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨及び重点等の周知を図り、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグ等を使用した上での運転等をしない、させないことはもとより、反射材用品等の着用、自動車乗用中における後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの着用や自転車乗用中の交通ルールの遵守等、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。</p>
<p>県・市区町</p>	<p>1 県及び市区町は、事前に運動の趣旨等について広く住民に周知し、住民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図りつつ、地域の交通事故実態及び住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努めるものとする。</p> <p>また、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るため、各種交通安全キャンペーン、街頭監視・指導活動等への若者の参加促進に努めるものとする。</p> <p>これらを踏まえ、以下の対象別に行われる諸活動を展開又は支援するものとする。</p> <p>2 対象別実施要領</p> <p>(1) 地域・家庭等</p> <p>町内会、老人クラブ、女性会、交通ボランティア等との連携による世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催するとともに、住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、住民側から見た交通上の危険箇所等を積極的にくみ上げ、その把握と解消に努める。</p> <p>また、家庭内においては、話し合い等を通じて、交通安全意識を高めるとともに、保護者や家族が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、通学路等での交通事故の発生状況など身近な交通事故実態、自転車の安全利用、シートベルトとチャイルドシート及び反射材用品・明るい目立つ色の衣服等の着用効果、運転中や歩きながらのスマートフォン等の操作等（特にゲーム）の危険性、過労運転の危険性、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグ等を使用した上で</p>

の運転等の悪質性・危険性，加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響，高齢運転者等に係る運転免許証の自主返納制度及び返納者への支援措置，運転適性相談窓口，改正道路交通法の内容等に関する必要な資料・情報の提供を行う。

さらに，交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に，加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響や高齢歩行者の道路横断中死亡者には，走行車両の直前又は直後を横断する等の法令違反をしているものが多く含まれていることを理解させるなど，家庭訪問による個別指導等的高齢者と接する機会を利用した交通安全指導が地域ぐるみで行われるよう努める。

(2) 幼稚園，保育所，認定こども園及び小学校等

幼児・児童に対する交通安全教育は，年齢や発達段階及び地域の実情に応じて，基本的な交通ルールや交通マナーを習得させるため，日常教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて，交通安全教育を計画的に行う。

保護者，保育士，教師等との連携により，子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催して，歩行中の安全な通行方法や「自転車安全利用五則」を活用した自転車の安全利用等の交通ルールの理解及び交通マナーの向上を図る。

また，保護者に対して幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用及び幼児用座席に幼児を乗車させる際のシートベルト着用を促進するほか，自動車乗車中におけるチャイルドシートの正しい使用の徹底を図る。

さらに，保護者等を交えた交通安全総点検，ヒヤリ地図の作成等を実施し，子供の目線から見た通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努める。

(3) 高齢者福祉施設等

施設責任者，医師，看護師等との連携により，参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催し，反射材用品・明るい目立つ色の服装等の着用効果等について理解を深め，活用を促すとともに，加齢等に伴う身体機能の変化が及ぼす影響や，高齢歩行者の道路横断中死亡者には，走行車両の直前又は直後を横断する等の法令違反をしている者が多く含まれていることを理解させるなど，歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等について指導を徹底する。

また，関係者等を交えた交通安全総点検，ヒヤリ地図の作成等を実施し，高齢者から見た交通上の危険箇所の把握と解消に努める。

(4) 職域

	<p>職場の管理者，安全運転管理者，運行管理者等との連携により，事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等を開催し，飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグ等を使用した上での運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知等について指導を徹底する。</p> <p>また，後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底及びこれらの着用効果の理解促進，自転車利用者に対する交通ルールの遵守等職域における交通安全意識の向上を図るほか，社内広報誌（紙）を活用した積極的な広報啓発活動や職域の職員による地域の各種交通安全啓発活動への参加を促進するため，安全運転や交通事故情勢などに関するきめ細かな情報提供を行う。</p>
協賛団体	<p>協賛団体は，主催機関・団体を始め他の関係機関・団体との連携を密にして，地域と一体となった運動が展開されるよう上記に準じ，組織の特性に応じた取組を推進するとともに，職員に対して本運動の趣旨等を周知し，飲酒運転をしない，させないことはもとより，交通ルールの遵守など，職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。</p>

10 その他

本運動の期間中は，4月は新入学（園）の時期であるため，この機を捉えた新入学児童（園児）に対する交通安全教育，街頭指導等についても十分配慮するものとする。



11 「交通事故死ゼロを目指す日」の実施要領

- 実施日
4月10日（月）
- 目的
交通安全に対する県民の意識の向上を図り，一人ひとりが交通ルールを守り，交通マナーを実践することにより，「交通事故死者ゼロ」を目指すことを目的とする。



- 実施要領
各種行事等の機会や機関紙・広報紙などの媒体を活用し、実施日・趣旨の周知徹底を図る。

12 実施結果

この運動の実施結果を、平成29年4月28日（金）までに広島県交通対策協議会交通安全対策部会事務局（広島県環境県民局県民活動課）へ提出すること。

（報告様式については別途送付します。）



交通安全運動協賛・後援団体

協 賛 団 体		
		(順序不同)
陸上貨物運送事業 労働災害防止協会広島県支部	日本建設業連合会 中 国 支 部	中国モーターサイクル スポーツ協会(MFJ中国)
広島県観光連盟	広島県高等学校長協会	広島県私立中学高等学校協会
広島県PTA連合会	広島県高等学校PTA連合会	広島県保育連盟連合会
中国地方鉄道協会	広島県農業協同組合中央会	広島県私立幼稚園連盟
日本自動車タイヤ協会 中 国 支 部	日本道路建設業協会 中 国 支 部	広島県自動車販売・整備団体 交通安全対策推進協議会
広島地方通運業連盟	広島県建設工業協会	広島県消防協会
広島駐車協会	広島県土木協会	広島県青年連合会
広島県レンタカー協会	広島県建設業協会連合会	広島青年会議所
軽自動車検査協会 広島主管事務所	建設業労働災害防止協会 広 島 県 支 部	青少年育成広島県民会議
広島県生命保険協会	広島県労働基準協会	広島県少年団体協議会
日本道路交通情報センター 広島センター	日本損害保険協会 中 国 支 部	青少年赤十字 広島県指導者協議会
広島県自転車協同組合	広島県公民館連合会	広島県自動車教習所協会
損害保険料率算出機構 広島自賠責損害調査事務所	広島県地域女性団体 連 絡 協 議 会	全国共済農業協同組合連合会 広 島 県 本 部
広島県社会福祉協議会	海上保安協会広島地方本部	広島県公立中学校長会
広島県身体障害者団体連合会	中国旅客船協会連合会	広島県中小企業団体中央会
広島県リハビリテーション 協会	中国地方海運組合連合会	広島県経営者協会
広島県医師会	広島県ろうあ連盟	広島県商工会連合会
広島県歯科医師会	広島県肢体障害者連合会	広島県商店街振興組合連合会
広島弁護士会	広島県視覚障害者団体 連 合 会	広島県商工会議所連合会
日弁連交通事故相談センター 広島県支部	広島県高速道路 交 通 安 全 協 議 会	広島県人権擁護委員連合会
広島県二輪自動車協同組合	ひろしまこども夢財団	広島県連合小学校長会
郵便局株式会社	全標協広島県協会	マツダグループ交通安全 普 及 会 連 合 会
広島県生活衛生 同業組合連合会	広島市地域女性団体 連 絡 協 議 会	日本スポーツ振興 センター広島支所
広島県石油商業組合	広島市交通安全母の会	広島県広島市道路利用者会議
自動車事故対策機構 広島主管支所	日本二輪車普及安全協会 広 島 支 所	広島県行政書士会
広島県飲食業 生活衛生同業組合	広島県小売酒販組合連合会	

(77団体)

後 援 団 体		
中国新聞社	山陽新聞社広島支社	広島テレビ放送
朝日新聞社広島総局	日刊工業新聞社広島総局	広島ホームテレビ
毎日新聞 広島支局	共同通信社広島支局	テレビ新広島
読売新聞社広島総局	時事通信社広島支社	デイリースポーツ広島支社
産業経済新聞社広島支局	NHK広島放送局	広島エフエム放送
日本経済新聞社広島支局	中国放送	

(17団体)